

2024年問題の医療機器業界への影響について

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

医療機器業界の取扱い品目

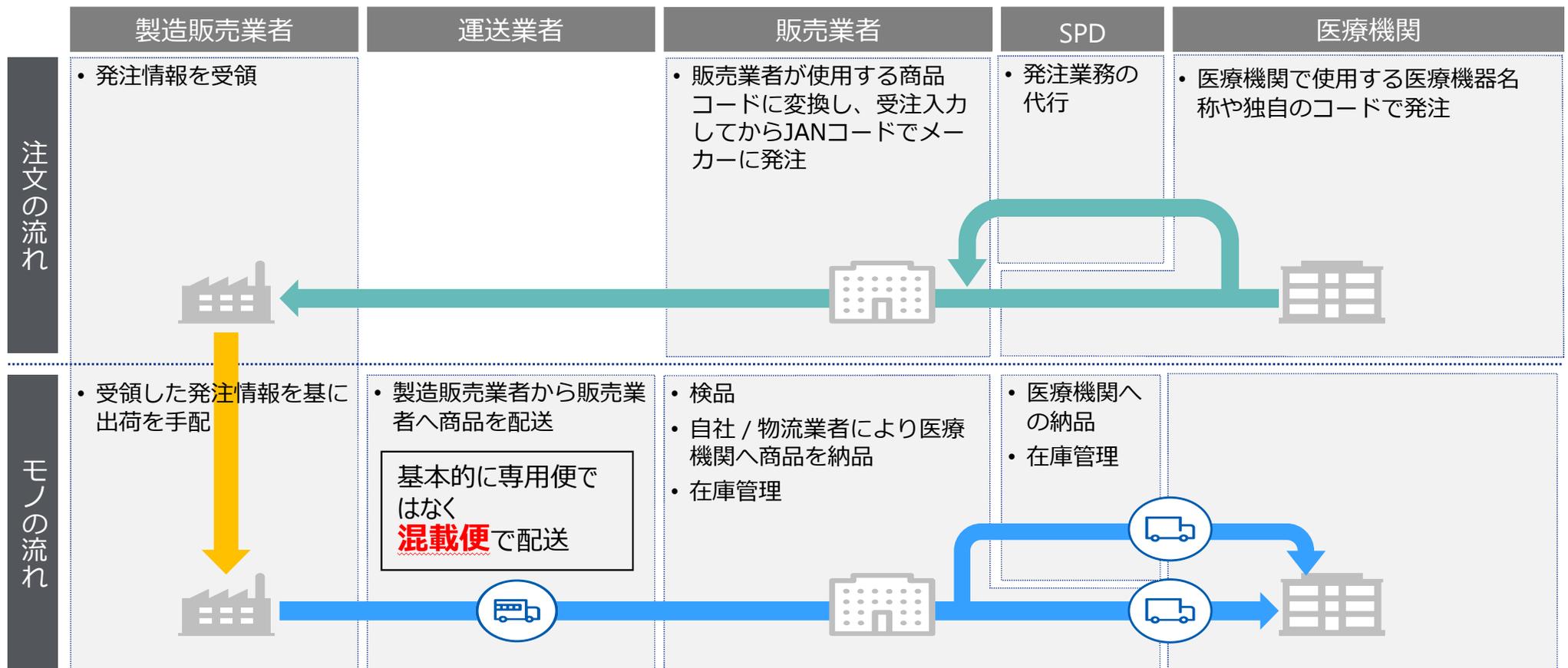
医療機器業界で取扱う製品は、主に「特定保険医療材料」「汎用一般材料」「その他の医療機器」であり、そのうち、「特定保険医療材料」については、保険償還価格が定められている。

分類	概要
特定保険医療材料	<ul style="list-style-type: none">• 保険医療材料のうち、保険医療機関等で使用等を行った場合に支払われる価格が、別に定められる医療材料をいう。• 「機能区分*」ごとに保険償還価格（保険医療機関等が保険請求できる金額）が定められている• 例：カテーテル、ダイアライザー 等 <p>*機能区分：構造、使用目的、医療上の効能及び効果等からみて類似していると認められる特定保険医療材料の一群として、厚生労働大臣が、中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める区分</p>
汎用一般材料	<ul style="list-style-type: none">• 医療材料のうち、廉価な一般消耗品をいう。• 診療報酬点数（技術料）の中において平均的に包括して評価されており、保険医療機関等では診療報酬項目と別に製品の価格を保険請求することはできない• 例：シリンジ、テープ類 等
その他の医療機器	<ul style="list-style-type: none">• 医療材料のうち、非消耗品のものをいう。• 主に技術料の加算又は技術料と一体として評価されている• 例：画像診断機器、手術機器、各種検査機器 等

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

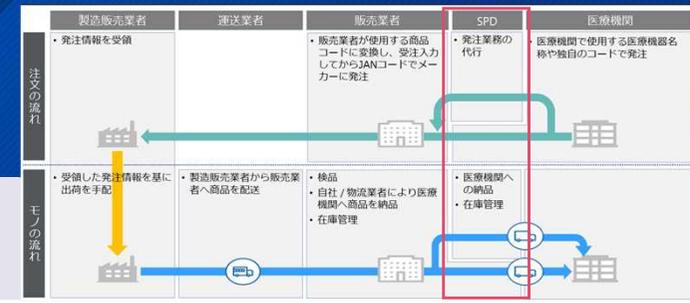
医療機器の流通における関係者

一般的な医療機器の流通における関係者とその役割は以下のとおり。



SPD | SPD業者の概要

SPD業者は医療機関の物流業務や調達業務に関するサービスを主に提供している。



SPDとは

- **SPD(Supply Processing and Distribution)とは**、病院が使用・消費する物品の選定、調達・購入方法の設定、発注から在庫・払出・使用・消費・消毒・滅菌・補充に至る一連の**物品の流れ（物流）**、**取引の流れ（商流）**および**情報の流れ（情報流）**を**物品管理コンピュータ・システム**を使い管理する「**物品・物流管理システム**」のことをいう。
- 専門業者の数は多くないが、医療機器販売業者、医薬品卸、商社、滅菌、リネン、医療事務、清掃、物流、医療ガスなどの業界各社に加え、物流管理システムを提供するソフト会社、システムベンダーなどを含めると**多種多様な業者がSPD業務受託事業に参入**している。

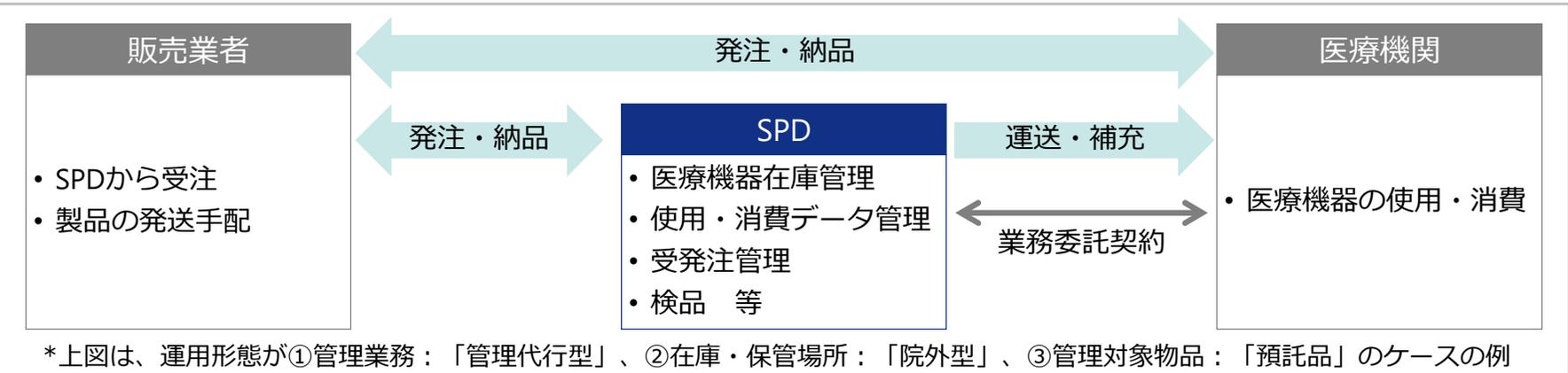
主な業務

- 物流管理業務（医療材料・医薬品等の定数管理、在庫/払出/消費管理、受発注管理業務 など）
- 調達・購買業務（医療材料・医薬品等の価格交渉・決定、一括調達・購買、帳合いなど）

運用形態

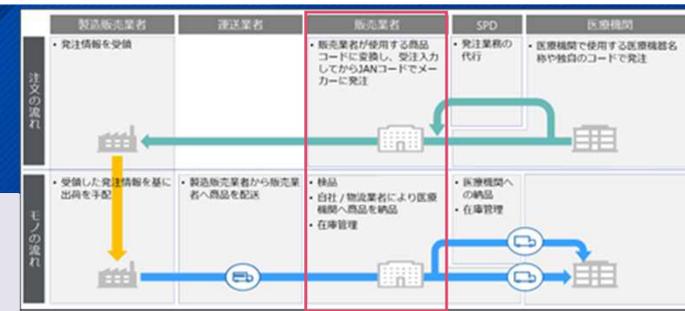
- 以下のような運用形態がある（※個々の状況に応じて他にも様々なケースが存在）
 - ①管理業務 : (病院が自ら行う「自主管理型」 or) 外部委託による「管理代行型」
 - ②在庫・保管場所 : 病院内倉庫の「院内（供給）型」 or SPD業者等の倉庫・物流センターの「院外（供給）型」
 - ③管理対象物品 : 病院が購入した「購入品」 or 使用・消費時に所有権がSPD業者から病院に移転する「預託品」
- 価格交渉等を一任され購入価格を病院・SPD業者間で決定するケースや、病院・納入業者間で価格決定した医材等の伝票を通す（帳合取引）ケースなど様々なケースがある

SPD業者の業務例*



販売業者 | 役割と特徴

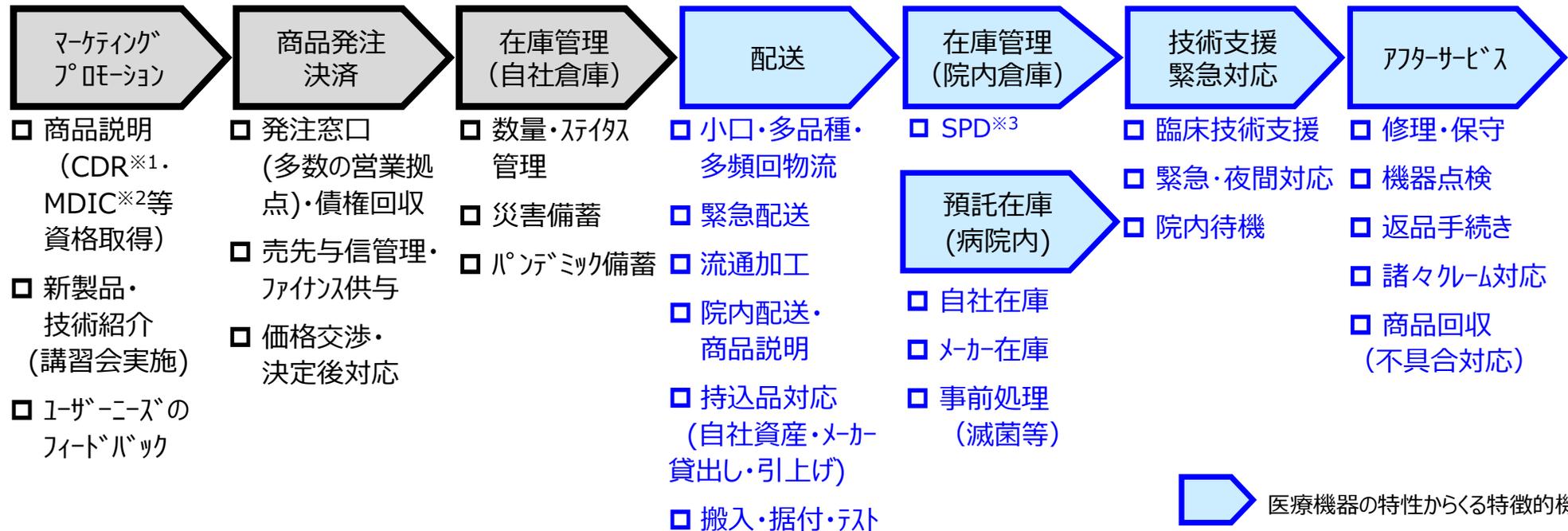
医療機器販売業者の特徴的機能は以下のとおり。



医療機器販売業の特徴的機能

- 一般的に卸は受注、納品、代金回収という機能として考えられている。しかし、医療機器販売業の場合、それらに加え、『預託在庫管理』、『短期貸出し・持込み』、『立会い』、『修理・保守』、『緊急対応』、『不具合対応』などきめ細かい対応が必要である。
- 取扱う医療機器の種類によって、医療機関における適正使用支援業務も異なる。

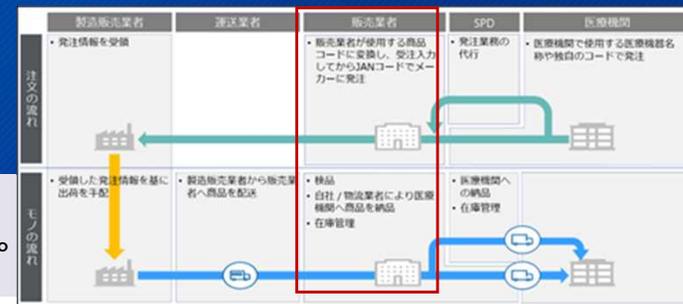
適正使用支援業務



※1 CDR： Cardiac Device Representative ペースメーカー／ICD関連情報担当者（日本不整脈学会認定制度）
 ※2 MDIC： Medical Device Information Communicator 医療機器情報コミュニケーター日本医療機器学会認定制度）
 ※3 SPD： Supply Processing Distributionの略（医療材料物流管理システム）

販売業者 | 適正使用支援とは

医療機器販売業者は製品の販売に加え、適正使用支援業務を実施しているとされる。



➤ 預託在庫管理業務

医療機器のうち、特に、使用頻度が低いもの、高額なもの、緊急を要するものについて、販売業者（またはメーカー）が自社資産として医療機関内に預託在庫として配置し、在庫管理を代行する業務のこと。預託商品の売買は、医療機関が預託商品を使用した時点で成立する。

➤ 短期貸出し・持込み業務

手術や検査の度に必要となる医療機器や医療材料を、販売業者（またはメーカー）が事前に手配・準備し、使用後に引き上げや回収を行う業務のこと。医療機関は、使用した分のみの貸出し料等を支払う。これにより、医療機関は、規格の異なる医療機器や医療材料等について、全ての規格を揃えて保有せず済む。

➤ 立会い業務

医療機器の適正使用と安全使用を目的として、販売業者（またはメーカー）が手術や検査時に医療現場に立ち入って、医療機器の使用・操作方法の情報提供等を行う業務のこと。

➤ 修理・保守

医療機器の修理・保守等の対応を行う業務のこと。メーカーや修理業者への取り次ぎをするほか、販売業者自らが修理や保守を行う場合がある。

➤ 緊急対応

緊急配送や緊急症例、手技中の不具合等に対応するため、通常営業日だけではなく、休日深夜に至る24時間の対応を行う業務のこと。

【参考】 短期貸出し・持込み業務の例（大腿骨頭置換術）

手術機器と材料の事前確認

使用する手術器械を滅菌用ケースにセット

手術で使用する器械の手術スタッフへの説明後、滅菌依頼

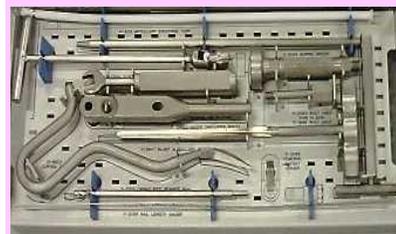


《貸出し出荷時》
インプラント



+

手術器械



1オーダーで数百アイテムの製品と手術器械が、メーカーまたは販売業から貸出出荷される

《手術後》
インプラント



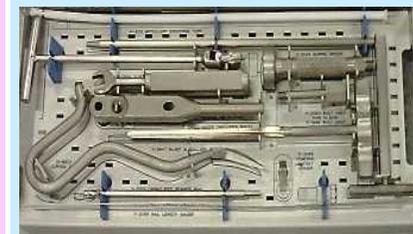
↑

使用した医療機器

手術時には1サイズが使用される

+

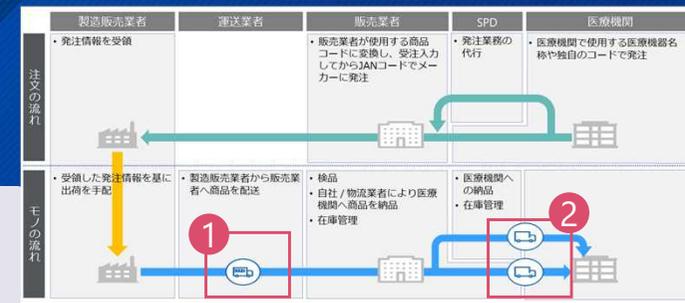
手術器械



貸出した手術器械と、未使用の製品がメーカーまたは販売業へ返却される

運送業者 | 医療機器の運送主体

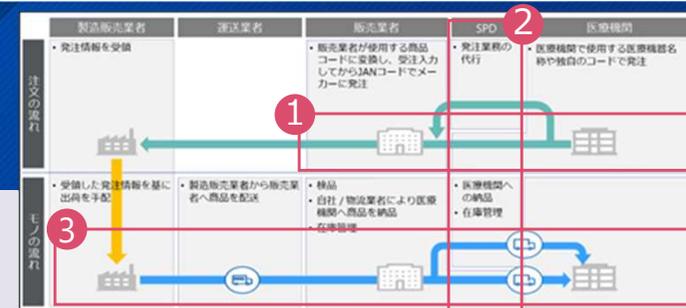
物流領域ごとに、異なる主体が運送を実施している。



主に活用される領域	運送主体		運送主体の詳細
	大分類	小分類	
①	物流会社 (緑ナンバー)	総合物流業者	<ul style="list-style-type: none"> 主に製造販売業者から販売業者への運送を実施 営業用車（緑ナンバー）を使用 専用便ではなく、他荷主との混載便が主流
②	販売業者 (白ナンバー)	医療機器販売業者	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者から医療機関もしくはSPDへの運送を実施 運送は医療機器販売業者の営業員が実施することもある 短期貸出し（後述）を実施する際は機器の納品に加え、未使用品・貸出器械の引き上げも実施 自家用車、社用車（白ナンバー）を使用

医療機器業界と他卸売業の商慣行の比較（1/2）

他の業界等と比較し、医療機器業界には特殊な商慣行が複数存在するとされる。



#	該当業務	他卸売業界との差異	
		概要	詳細
①	受注	受注のデジタル化の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関から販売業者への発注は、<u>EDIではなくFAXや電話で行われることが多い</u>
	価格交渉	償還価格の存在	<ul style="list-style-type: none"> エンドユーザーである医療機関等に対する償還価格が設定されている医療材料が存在するため、<u>製造販売業者及び販売業者が設定できる製品価格に限界がある</u>
	発注・在庫管理	医療機関における医療材料管理機能の不足	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関において、医療材料を<u>とりまとめて管理する機能/部署がないことが多い</u>
②	発注・在庫管理	SPD業者による業務の代行	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の在庫管理や発注業務が<u>エンドユーザー（医療機関）ではなくSPD業者（代行業者、販売業者を含む）によって実施される場合がある</u>

医療機器業界と他卸売業の商慣行の比較（2/2）

他の業界等と比較し、医療機器業界には特殊な商慣行が複数存在するとされる。



#	該当業務	他卸売業界との差異	
		概要	詳細
③	在庫管理	預託在庫による取引	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器販売業者または製造販売業者が所有する製品を医療機関に預け、使用された場合に売買が成立する預託在庫の取引形態が存在する
	適正使用支援	医療機器特有の 付帯業務の多さ	<ul style="list-style-type: none"> 製品に関する情報提供、短期貸出し・持込み業務、術中・検査の立合い、24時間のバックアップ体制の構築等、販売に付帯業務が多い。また、一部無償サービスとして扱われているものが存在する。
	循環型ビジネスモデル	貸出品の存在	<ul style="list-style-type: none"> 製造販売業者から医療機関への貸出品が存在する。貸出品については製販から医療機関へのモノの流れに加え、医療機関から製販へのモノの流れが発生
	緊急対応	配送や適正使用支援における緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急症例や手技中の不具合対応のため、通常営業日だけでなく夜間休日に至る24時間の対応を行っている
	滅菌等	滅菌・洗浄・メンテナンスが必要な機器の存在	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の中には使用前の滅菌や使用後の洗浄・メンテナンス（消毒等）が必要なものが存在する

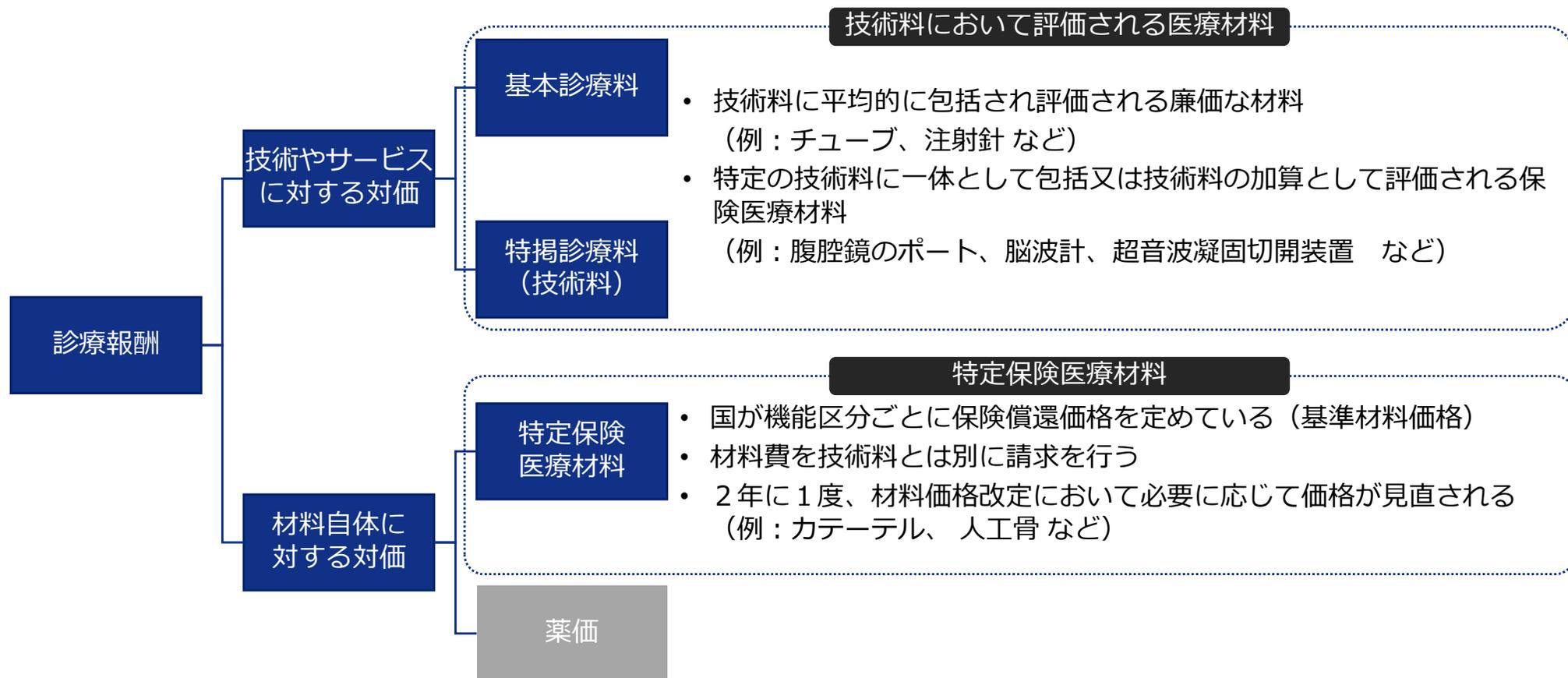
出典：厚生労働省医薬産業振興・医療情報企画課において、関係者へのヒアリング等を踏まえて作成。

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

医療機器に係る診療報酬（技術料包括 / 償還価格）の概要

医療機器に対する診療報酬上の評価は大別して2種類存在し、具体的には、技術料に包括されるものと、特定保険医療材料として償還価格が定められているものがある。

医療機器に対する診療報酬上の評価



【参考】算定方法の比較 特定保険医療材料・薬価

一般的に指摘される特定保険医療材料と薬価の価格算定方法の違いは以下のとおりである。

特定保険医療材料 価格の算定方法（薬価との比較）

	特定保険医療材料		薬価
算定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療材料等専門組織にて議論し、中医協にて了承の上収載 	↔	<ul style="list-style-type: none"> 薬価算定組織にて議論し、中医協にて了承の上収載
価格算定ルール	<ul style="list-style-type: none"> 機能区分別方式 （同様の機能を有する類似製品群を同一の「機能区分」とし、同一の償還価格を設定） ⇒同一機能区分内で価格競争が誘発され、製品の置き換わりが起こりやすい 	↔	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄別方式 （個別品目毎に償還価格を設定） ⇒個別品目に応じた革新性を評価しやすい一方、価格競争は起こりにくい
外国価格調整	<ul style="list-style-type: none"> 新規収載品及び既収載品の再算定について行う （外国平均価格の参照国：米、英、独、仏、豪） 	↔	<ul style="list-style-type: none"> 新規収載品について行う （外国平均価格の参照国：米、英、独、仏）
補正加算の種類	<ul style="list-style-type: none"> 画期性加算、有用性加算、改良加算、市場性加算(I)、市場性加算(II) 	↔	<ul style="list-style-type: none"> 画期性加算、有用性加算(I)、有用性加算(II)、市場性加算(I)、市場性加算(II)、小児加算、先駆け審査指定制度加算

出典：中央社会保険医療協議会保険医療材料部会参考資料（平成 29年 2月 8日）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000150914.pdf>

医療機器の価格決定方法

一般的な医療機器の価格決定方法は以下のとおり。

一般的な医療機器の価格決定方法



製造販売業者	<ul style="list-style-type: none">各製品の定価、競合価格、目標販売数量・進捗状況、利益率などを加味して医療機器の仕切価を交渉・決定
販売業者	<ul style="list-style-type: none">製造販売業者からの仕入れ価格に、自社の流通に係るコスト等を加味し、医療機関と医療機器の納入価を交渉・決定
医療機関	<ul style="list-style-type: none">診療報酬点数または特定保険医療材料（公定価格）を考慮して販売業者と医療機器の価格を交渉

*1 出典：「日本ロジスティクス システム協会」 2022年度物流コスト調査報告書（概要版）の一部を引用
https://www1.logistics.or.jp/Portals/0/resources/Cost/cost_report_20230428.pdf

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

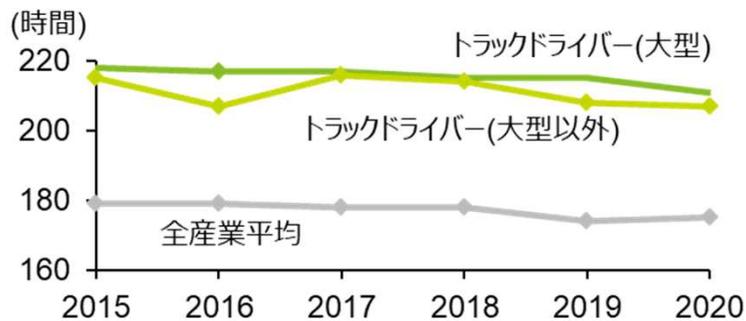
2024年問題の概況 | 2024年問題とは何か

『物流2024年問題』とは、自動車運転業務についても適用が開始される働き方改革関連法の「時間外労働の上限規制」に伴って発生する物流課題のことを指す。

トラックドライバーの労働環境改善の必要性

- トラックドライバーの年間労働時間は全産業平均に比べ**2割程度**長い
- 労災請求件数、支給決定件数ともに**最も多い**業種となっており、労働環境を改善する必要がある

トラックドライバーの労働時間（平均月間労働時間）*1



法律の見直し

働き方改革関連法の適用

- 2024年度からトラックドライバーに働き方改革関連法の「**時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制**」が適用される

改善基準告示見直し

- トラックドライバーの労働時間等の労働条件向上を図るため拘束時間、休憩時間等の基準を定める「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）**」についても、上記を踏まえ見直しが行われる

「改善基準告示」の見直し内容*2（抜粋）

	現行	見直し後
1年の拘束時間	3,516 時間	原則：3,300 時間
1か月の拘束時間	原則：293 時間 最大：320 時間	原則：284 時間 最大：310 時間 <small>（1年の拘束時間が3,400 時間を超えない範囲で年6回まで）</small> <small>※284 時間を超える日が3 か月を超えて連続しないこと。</small> <small>※月の時間外・休日労働が100 時間未満となるよう努める。</small>
1日の休憩時間	継続 8 時間	継続 11 時間を基本とし、9 時間下限 <small>※長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休憩をとれるよう例外を規定。</small>

時間外労働の上限規制、改善基準告示の見直しに伴い輸送可能量が低下、物流課題が生じる

上記の変化に伴い生じる物流課題のことを2024年問題と呼ぶ

*1 出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」を基に作成

*2 出典：厚生労働省「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」HP <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/pdf/handbook-truck.pdf>

2024年問題の概況 | 誰にどの程度の影響があるか

国土交通省（NX総合研究所）試算によると、2024年度には輸送能力の14.2%、2030年度には34.1%の輸送需要が満たせなくなるとされている。

影響を受ける主体	運送業者	荷主
想定される影響の概要	<p>労働時間の減少</p> <ul style="list-style-type: none">改善基準告示の見直しにより、2024年4月からトラックドライバーの1年間の拘束時間*1は原則3,300時間に制限される監査法人トーマツの調査*2によると、令和2年度（2019年度）において拘束時間が3,300時間を超えたトラックドライバーの割合は26.6%であり、2024年4月以降の輸送能力の不足が予想される <p>長距離区間輸送の抑制</p> <ul style="list-style-type: none">残業時間規制により、これまで通りの長距離区間での輸送ができなくなる	<p>納品回数の減少</p> <ul style="list-style-type: none">残業時間規制により、1日に運行できるトラック便数が減り、1日あたりの納品回数が減少する <p>物流リードタイムの長期化</p> <ul style="list-style-type: none">長距離区間での輸送において、荷物を1日で運ぶことができず、物流リードタイムが長期化する
	<p>輸送力の不足</p> <ul style="list-style-type: none">国土交通省（NX総合研究所）の試算*3によると改善基準告示改正により拘束時間の上限が3,300時間になった場合、2024年度には14.2%の輸送能力が不足する（2019年度の物量基準）また、2030年度には2024年問題の影響および働き手の不足によるドライバー不足の影響を合わせて、輸送能力の34.1%（9.4億トン）が不足する可能性がある	<p>物流コストの増加</p> <ul style="list-style-type: none">長距離輸送ができなくなることから、積替え等の追加コストが発生する運送業者の法令順守やトラックドライバー確保のための賃金負担増が物流コストに反映され、物流コストが増加する運送業者が自社の経営を維持するため、増加コストを運賃に転嫁する

*1 拘束時間：始業から終業までの時間（労働時間＋休憩時間）

*2 出典：有限責任監査法人トーマツ「トラック運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」（令和4年1月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000883704.pdf>

*3 出典：国土交通省「持続可能な物流の実現に向けた検討会」資料 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001583917.pdf>

2024年問題についての行政における対応等の検討状況

2024年問題にむけ、内閣官房において「**物流革新に向けた政策パッケージ**」が策定され、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して、我が国の物流を支えるための環境整備が推進されている。

物流革新に向けた政策パッケージ 概要



具体的な施策

背景

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題がある。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、**物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面する**
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性があら

実施内容

- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、以下について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定
 - (1) **商慣行の見直し**
 - (2) **物流の効率化**
 - (3) **荷主・消費者の行動変容**
- 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、2024年通常国会での法制化も含め確実に整備

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化**等の取組み^(※)
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進^(※)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入^(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

業界団体による対応策の実施状況

多くの業界団体によって実施されている対応策として、ドライバーの荷役作業の削減、共同配送、モーダルシフト、積載効率の向上が挙げられる。

凡例 ○ : 実施実績あり

対応策*1	業界団体										
	日本自動車工業会*2*3	日本電機工業会*3	日本化学工業協会*2*3	日本製紙連合会*2	日本建材・住宅設備産業協会*2	全国農業協同組合連合会*2	全国中央市場青果卸売協会*2	食品物流未来推進会議*3	日本加工食品卸協会*2*3	日本スーパーマーケット協会*2	日本鉄鋼連盟*2
物流データ可視化								○		○	
バース予約システム導入			○	○			○				
荷役作業削減			○	○				○		○	○
パレット化			○			○	○			○	
外装表示の標準化							○	○			
拠点配置・ルート見直し		○							○		
共同配送	○	○	○	○	○				○	○	
モーダルシフト		○	○	○		○	○				○
中継地点の設置				○		○					
時間指定の柔軟化				○	○				○		
リードタイムの延長				○				○	○	○	
積載効率の向上	○	○	○					○		○	

*1 業界団体発表資料に記載のある対応策のうち、複数の業界団体によって実施されている対応策を記載

*2 出典：国土交通省「持続可能な物流の実現に向けた検討会」業界団体発表資料

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000023.html

*3 出典：経済産業省「第5回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会 荷主判断基準ワーキンググループ」資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/ninushi_wg/005.html

対応策の詳細

業界団体による対応策の詳細は以下のとおり。

対応策	対応策の詳細
物流データ可視化	• 拠点間輸送量、誤出荷率、積載率など様々な物流データを分析・可視化し物流コスト等の情報を把握することで物流管理を強化する
バス予約システム導入	• トラックバス予約システムを導入することで、ドライバーの荷待ち時間を削減する
荷役作業削減	• 荷積みスペースの拡充、無人荷役機器の導入、トレーラーの活用等によりドライバーの荷役作業を効率化する
パレット化	• 荷姿をパレット化することで荷役時間を短縮し、輸送効率を向上させる
外装表示の標準化	• 外装のレイアウトや表示項目を標準化することで、検品作業やピックアップ作業を効率化する
拠点配置・ルート見直し	• コストやサービスレベルを考慮し、サプライチェーン全体の拠点配置やルートを見直すことで輸送効率を向上させる
共同配送	• 複数の物流事業者・荷主が連携し、輸送モードを共有し、積載率及び実働率を向上させる
モーダルシフト	• トラック等自動車で行われている貨物輸送を鉄道や船舶の利用へ転換することで、省人化を促進する
中継地点の設置	• 長距離輸送において、中間地点でドライバーや貨物を交代することで、ドライバーの長時間労働を解消する
時間指定の柔軟化	• 集荷や納品の時間指定を柔軟化することで輸配送の集約など効率的な配車を実施できるようにする
リードタイムの延長	• 輸送網の集約やモーダルシフト等を実施するため、リードタイムを延長し輸送負荷を軽減する
積載効率の向上	• 梱包荷姿の小型化・軽量化設計、コンテナの設計等により積載効率を向上させる • 配送拠点向けに製品を出荷する際、案件ごとの個別出荷を集約出荷へ切り替える

1. 医療機器の概要について
2. 医療機器の流通について
3. 医療機器における診療報酬の概要等について
4. 2024年問題 について
5. 他業界での取組状況について
6. 論点

2024年問題の医療機器業界への影響について

- ・ 医療機器は、大別して「特定保険医療材料」「汎用一般材料」「その他の医療機器」に分類され、診療報酬において償還価格が定められている「特定保険医療材料」だけでも多数の製品がある。
- ・ 医療機器の流通においては、製造販売業者・運送業者・医療機器販売業者・医療機関と、様々な関係者が関係する。
- ・ 医療機器業界においては、他の業界と比較し、例として「預託在庫による取引」など、特殊な商習慣の存在が指摘されている。
- ・ 保険適用された医療機器は、技術料に包括される又は特定保険医療材料として償還価格が設定され評価されており、使用された医療機器に係る費用は全国一律の価格・基準で医療機関へ償還される。
- ・ 一方、製造販売業者と販売業者間、販売業者と医療機関間の価格は、自由競争下での価格交渉により決定されている。
- ・ 自動車運転業務について働き方改革関連法が適用されることにより生じる2024年問題が指摘されており、医療機器業界においても大きな影響が生じる可能性がある。
- ・ 一般的には、「納品回数の減少」「物流リードタイムの長期化」「物流コストの増加」が指摘されている。
- ・ 既に他の業界においては、「ドライバーの荷役作業の削減」「共同配送」などの取り組みが、業界団体を中心とし、実施されてきている。

論点

- 他の業界において、2024年問題へ対応するため既に様々な取組が進められているところ、医療機器業界においても、生じうる影響を踏まえつつ、各関係者においてとりうる実効的な方策について検討を進める必要があるのではないかと。